

名古屋国税職員労働組合審査会規則附則第三条第一項に規定する審査会長による提案の議決に基づき、名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十二年十二月二十八日

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年一月六日に施行する。